市　章

大津市公報

令　和　４　年　４　月　１　日
号　外　（第　24　号）

発行所　大　津　市　役　所
発行人　大　津　市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目　　次

○ 企 業 局 管 理 規 程
10　大津市企業局事務分掌規程の一部改正……1
11　大津市企業局事務決裁規程の一部改正……1
12　大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正……2

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第10号

大津市企業局事務分掌規程（昭和40年公営企業部管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

令和４年４月１日

大津市公営企業管理者　國　松　睦　生

第２条第３項中「　下水道調査室」を　浄水施設課　　に改める。
「　下水道調査室　　浄水整備推進室」

第11条第５号中「発展的広域化に向けた検討」を「広域化の推進」に改める。

第13条中第８号を削り、第９号を第８号とし、第10号から第12号までを１号ずつ繰り上げ、第13号及び第14号を削り、第15号を第12号とし、第16号を第13号とし、第17号を第14号とする。

第17条浄水施設課の項第８号中「課」の次に「及び浄水整備推進室」を加える。

第18条に次のように加える。

浄水整備推進室

民間事業者による水道施設の整備及び管理の推進に関すること。

第19条中第９号を第11号とし、第８号の次に次の２号を加える。

⑼　公共下水道の効率化及び活用に関すること。

⑽　大津終末処理場水処理施設再構築計画に基づく処理場の再構築に関すること。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

大津市企業局管理規程第11号

大津市企業局事務決裁規程（昭和60年企業局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

令和４年４月１日

大津市公営企業管理者　國　松　睦　生

第２条第12号中「及び下水道調査室長」を「、下水道調査室長及び浄水整備推進室長」に改める。

別表第１号の表３の部１の項中

「

１　国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達								を

」

「

１　国、県等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達							経営経理課長の合議は、予算（将来の財	に改め、

								政負担を含む。）を伴うものに限る。	

」

同部２の項中

「

２　国、県、市町村その他公共団体及び関係団体等との協議									を

」

「

２　国、県、市町村その他公共団体及び関係団体等との協議								経営経理課長の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに限る。	に改め、

」

同部３の項中

「

３　陳情、請願等の処理									を

」

「

３　陳情、請願等の処理								経営経理課長の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに限る。	に改める。

」

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

大津市企業局管理規程第12号

大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和２年企業局管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

令和４年４月１日

大津市公営企業管理者　國　松　睦　生

第10条第１項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とする。

第11条第１項中「次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員が」を「１週間の勤務日が３日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が121日以上であるものが、」に改め、同項各号を削る。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。